

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜に当り
が休息、
たる日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)
県管土地改良事業計画の決定(二件)(〃)
土地改良事業の工事の完了(三件)(〃)
保安林の指定の解除予定(四件)(造林課)
都市計画の変更(四件)(都市計画課)
- ◇ 選挙告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
ひきなわ釣漁業の操業に関する指示
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第四百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|----|------|---------------|
| 理事 | 西谷重幸 | 倉吉市古川沢一九三 |
| 〃 | 伊東利春 | 〃 新田二六六 |
| 〃 | 東 浩 | 〃 中江一三六 |
| 〃 | 仲倉進 | 〃 大塚一六六 |
| 〃 | 山本幹裕 | 〃 小田一六七 |
| 〃 | 徳田義夫 | 〃 井手畑八五 |
| 〃 | 福田勝頼 | 〃 穴窪二五一 |
| 〃 | 野嶋正義 | 東伯郡北条町大字国坂四三〇 |
| 〃 | 本川一孝 | 倉吉市下古川五一 |
| 監事 | 西谷勇雄 | 〃 古川沢一八六 |
| 〃 | 伊東忠明 | 〃 新田八一 |

平成二年四月二十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|----|------|----------|
| 理事 | 福田勝頼 | 倉吉市穴窪二五一 |
|----|------|----------|

" 本川 一孝 " 下古川五十一
 " 石村 静臣 " 新田二四二
 " 徳田 昭雄 " 井手畑九九
 " 山本 幹裕 " 小田一六七
 " 徳田 清博 " 古川沢一九〇
 " 本田 公男 " 中江一三四
 " 仲倉 郁 " 大塚一七一
 " 野嶋 正義 東伯郡北条町大字国坂四三〇
 監事 山本 幸人 倉吉市小田一九二
 " 伊東 祐道 " 新田二八九
 平成二年四月二十二日就任 任期四年

鳥取県告示第四百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定
 に基づき、次のとおり五千石井手土地改良区から役員が退任し、及び就任
 した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所
 理事 松下 国雄 西伯郡岸本町坂長八二七

" 大江 克 " 大殿一一一八
 " 影山 智寿明 " 六三七
 " 湯原 務 米子市諏訪六一九
 " 建井 栄 " 六三
 " 都田 計久 " 二七三
 " 長谷川 薫 " 五三六
 " 野口 辰己 " 八幡二二二
 " 棚田 勝人 " 二八四
 " 木村 繁信 " 四七七一三
 " 高田 計久 " 福市一〇八
 " 杉村 晴正 " 一二五七
 " 中嶋 正六 " 七八五
 監事 石黒 浩 西伯郡岸本町大殿一一一七
 " 内田 茂 米子市八幡六六二一二
 " 遠藤 正 " 福市七三三
 平成二年四月九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 杉原 芳治 西伯郡岸本町大殿一八二八
 " 長谷川 明男 " 一一六二
 " 黒田 定美 " 六〇〇
 " 湯原 務 米子市諏訪六一九
 " 本田 昇 " 九二
 " 都田 計久 " 三一七

〃	長谷川 薫	〃	五三六
〃	野口辰己	〃	八幡二二二
〃	棚田勝人	〃	二八四
〃	木村繁信	〃	四七七—三
〃	堀尾清二	〃	福市四八六
〃	堀尾忠義	〃	六五二
〃	中嶋正六	〃	七八五
監事	高塚克人	西伯郡岸本町大殿六六八	
〃	内田 茂	米子市八幡六六二—二	
〃	内藤 武一郎	〃 福市六八五	

平成二年四月十日就任 任期四年

鳥取県告示第四百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営かんがい排水事業讃岐井手地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年五月十四日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び関金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営一般農道整備事業島地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年五月十四日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大栄町	土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）六尾地区農道整備	平成二年三月二十五日

鳥取県告示第四百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
西伯町	土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）猪小路地区農業用排水	平成二年三月三十一日
〃	今長地区	〃

鳥取県告示第四百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大山町	団体営ため池等整備事業大谷地区ため池等整備	平成二年一月三十一日

鳥取県告示第四百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市三山口字太田八一の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第四百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字鳥越字野中一〇〇三（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字上へ山通り一一五七の四二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字大ウツイ谷二三五五・字小ウツイ谷二三五九

(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同法第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

市街化区域

追加する部分

鳥取市港町の地先固有地

市街化調整区域

削除する部分

鳥取市港町の地先固有地

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画臨港地区鳥取港臨港地区

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

鳥取市港町の地先固有地

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

工業専用地域

追加する部分

鳥取市港町の地先固有地

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園九・六・一号布勢総合運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市桂見字白田、字五反田、字狐殺、字坂畑ケ及び字家ノ前

変更する部分

鳥取市桂見字下ノ山及びび里仁字後谷ノ二

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

平成二年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年五月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一日時 平成二年五月十五日（火）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会

三 議題 若桜町長選挙に係る審査申立てについて

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年五月十一日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機		フィーバーザウルスSP	株式会社三共
		フィーバーロボI	
		演歌道I	株式会社平和
		スーパーターボニ	
		キヤスター	
		ステーションニ	
		ブラボーセンチュリーB	株式会社平和
		コマンダーA	

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二年五月十一日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

ひきなわ釣漁業については、海岸線上における鳥取市と岩美郡福部村との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海域のうち海岸線から千五百メートル以内の海域においては、平成二年六月一日から同年八月三十一日までの間は、操業してはならない。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成2年5月11日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

1 講習の種類別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃

銃を所持している者を対象とした講習をいう。
2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
初心者講義	平成2年6月19日 午前10時30分から 午後4時00分まで	米子市糶町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者
	平成2年6月5日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糶町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成2年6月27日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階 第16会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

3 受講対象者

- (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの
- (2) 経験者講習
鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間
ア 初心者講習 4時間
イ 経験者講習 2時間30分
- (2) 講習課目
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
5 考 査
初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
6 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
7 講習受講手数料及びその納付方法
(1) 講習受講手数料
ア 初心者講習 3,000円
イ 経験者講習 1,500円
(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
8 携行品
筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）